

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第7号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約の締結)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の契約書には、次の各号に掲げる事項を詳細に記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、これを省略することができる。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(11)から(15)まで (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(契約の締結)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の契約書には、次の各号に掲げる事項を詳細に記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、これを省略することができる。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) <u>かし担保責任</u></p> <p>(11)から(15)まで (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(契約保証金の納付の特例)</p> <p>第16条の3 市長は、工事請負契約を締結する場合において、第16条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、第16条第1項の契約保証金の納付に代えて、同項第2号の工事履行保証契約に係る保証委託契約（保証金額が請負代金の100分の3</p>	<p>(契約保証金の納付の特例)</p> <p>第16条の3 市長は、工事請負契約を締結する場合において、第16条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、第16条第1項の契約保証金の納付に代えて、同項第2号の工事履行保証契約に係る保証委託契約（保証金額が請負代金の100分の3</p>

<p>0以上の額のものであり、かつ、<u>引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u>である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を請負者に締結させることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>0以上の額のものであり、かつ、<u>かし担保特約を付したものに限る。）</u>を請負者に締結させることができる。</p> <p>2 （略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市契約施行規則は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（総務部調達契約課）